

原子力被災12市町村農業者支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設等の導入を支援する。

2 事業内容

- (1) 原子力被災12市町村において、事業実施主体が営農再開等を行う場合、以下の取組に必要な経費について助成する。
- ア 農業用機械等の導入
農作物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
 - イ 農業用施設整備・撤去
農作物の生産に必要な施設の整備・撤去に要する経費
 - ウ 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入

3 事業実施主体 被災12市町村において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）

4 予算額 1,260,648千円

5 補助率 3/4以内 上限1,000万円×3/4
(市町村が特に認める場合は、上限3,000万円×3/4)

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7344】

11

原子力被災12市町村農業者支援事業

令和3年1月
農業振興課

原子力発電所事故の被災12市町村において、農業の再生を進めるため、営農再開に必要な初期経費を支援する。

支援内容

被災12市町村における営農再開及び規模拡大に必要な機械・施設の導入等を支援



農業用機械の導入



施設の導入

【支援対象】

被災12市町村で営農再開等を行う農業者（新規就農者も対象）

【補助対象経費】

農業用機械、施設、果樹の新植・改植、花き等の種苗 など

【補助率等】

補助率 **3/4以内**
補助対象経費の上限額 1,000万円
(市町村の特認の場合は3,000万円)

- 営農再開及び新たに営農を行う農業者の初期投資を大幅に軽減
- 農業者の自立を促進することにより、地域全体の復興を加速化

令和3年度当初予算
1,260,648千円

12